第三十一条　第二十九条第一項の法務局又は地方法務局の長は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものと認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登録上の利害関係人に通知しなければならない。

2　第二十九条第一項の法務局又は地方法務局の長は、審査請求に係る不作為に係る処分についての申請を却下すべきものと認めるときは、登記官に当該申請を却下する処分を命じなければならない。

3　登記官は、第一項の規定による命令により登録をするときは、命令をした法務局又は地方法務局の長、命令の年月日、命令により登録をする旨及び登録の年月日を記載し、押印しなければならない。

（行政不服審査法の適用除外）

第三十二条　行政不服審査法第十三条、第十五条第六項、第十八条、第二十一条、第二十五条第二項から第七項まで、第二十九条第一項から第四項まで、第三十一条、第三十七条、第四十五条第三項、第四十六条、第四十七条、第四十九条第三項（審査請求に係る不作為が違法又は不当である旨の宣言に係る部分を除く。）から第五項まで及び第五十二条の規定は、第二十九条第一項の審査請求については、適用しない。

第三十二条の二を削る。

（企業担保登記登録令の一部改正）

第二十一条　企業担保登記登録令（昭和三十三年政令第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「第百五十七条第一項から第三項まで」を「第百五十七条（第四項を除く。）」に、「、第二十二条並びに第二十三条」を「並びに第二十二条から第二十六条まで」に、「不動産登記法第二十五条第一号」を「同法第二十五条第一号」に、「及び第百五十一条第二項並びに不動産登記令第二十条第二号」を「、第百五十一条第二項及び第百五十七条第六項並びに同令第二十条第二号及び第二十五条」に改め、「の登記」と」の下に「、同法第百五十七条第六項中「不動産登記法（」とあるのは「企業担保登記登録令（昭和三十三年政令第百八十七号）第十六条において準用する不動産登記法（と、「不動産登記法第百五十七条第二項」とあるのは「企業担保登記登録令第十六条において準用する不動産登記法第百五十七条第二項」と」を、「となる者」と」の下に「、同令第二十五条中「不動産登記法」とあるのは「企業担保登記登録令（昭和三十三年政令第百八十七号）第十六条において準用する不動産登記法」と、「不動産登記合」とあるのは「同令第十六条において準用する不動産登記合」と」を加える。

（出入国管理及び難民認定法施行令の一部改正）

第二十二条　出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（審査請求に関する技術的読替え等）

第三条の二　法第六十一条の二の九第六項の規定による行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えられる行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十七条第一項及び第三項	第三十一条	入管法第六十一条の二の九第六項の規定により読み替えて適用される第三十一条及び第三十二条

2　法第六十一条の二の九第一項の審査請求に関する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政不服審査法施行令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七条第一項	反論書は	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第六十一条の二の九第六項の規定により読み替えて適用される法第三十条第一項に規定する申述書（以下単に「申述書」という。）は
	当該反論書	当該申述書
第七条第二項	反論が	主張が
	反論書	申述書
第七条第三項	法第三十条第三項	入管法第六十一条の二の九第六項の規定により読み替えて適用される法第三十条第三項
	反論書	申述書
第七条第四項	当該反論	当該主張
	反論書	申述書
第十五条第一項第三号及び第三項	反論書	申述書
第十五条第四項	当該反論	当該主張
	反論書	申述書

（動産・債権譲渡登記令の一部改正）

第二十三条　動産・債権譲渡登記令（平成十年政令第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十四条」に改める。

第二十一条を第二十四条とし、第二十条の次に次の三条を加える。

（事件の送付）

第二十一条　法第十九条第四項の規定による事件の送付は、審査請求書の正本によってする。

（意見書の提出等）

第二十二条　法第十九条第四項の意見を記載した書面（以下この条において「意見書」という。）は、正本及び当該意見を送付すべき審査請求人の数に行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員の数を加えた数に相当する通数の副本を提出しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して意見が付された場合には、前項の規定に従って意見書が提出されたものとみなす。